

1 業務目的

岩手県県有林 J-クレジット（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に基づき、岩手県が、岩手県県有林において実施した二酸化炭素の吸収活動について、制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）により認証、発行された二酸化炭素吸収量。以下「県有林 J-クレジット」という。）の販売促進。

2 業務内容

(1) 企業等への県有林 J-クレジット販売の紹介

受託者は、企業等へ県有林 J-クレジット販売について紹介する。

(2) 県への購入希望企業等の紹介

受託者は、県有林 J-クレジット購入を希望する企業等や数量等の情報について、「紹介状（別紙 1）」により県に報告する。

3 業務期間

本業務の委託期間は、委託契約を締結した日から当該日の属する年度の 3 月 31 日までとし、2 に定める業務内容の実施期間は 2 月 15 日までとする。

4 業務の成立確認

県は、「紹介状（別紙 1）」により報告のあった企業等との間で J-クレジットの売買が成立したとき（売買契約を締結したとき）は、受託者による仲介業務が成立したものとし、受託者へ「販売実績通知書（別紙 2）」により、次のとおり通知するものとする。

(1) 令和 8 年 5 月から令和 8 年 6 月の販売実績

令和 8 年 7 月 10 日までに通知する

(2) 令和 8 年 7 月から令和 8 年 9 月の販売実績

令和 8 年 10 月 9 日までに通知する

(3) 令和 8 年 10 月から令和 8 年 12 月の販売実績

令和 9 年 1 月 15 日までに通知する

(4) 令和 9 年 1 月から令和 9 年 3 月の販売実績

令和 9 年 3 月 19 日までに通知する

5 業務の完了報告

受託者は、「販売実績通知書（別紙 2）」により販売実績の通知を受けたときは、県へ委託契約書第 8 第 1 項の完了報告書（様式第 1 号）により、通知を受けた日から 10 日以内に仲介実績を通知するものとする。

6 仲介量の上限

●●● t-CO₂（資料 5「審査基準」2 審査方法(3)により決定）

7 個人情報の取扱い

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

イ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置をとる場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。

岩手県知事 様

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

紹 介 状

以下の者から、岩手県県有林 J-クレジットの購入希望がありましたので、紹介します。

購入希望者	名称	
	住所	
	電話	
	E-mail	
	担当者	
購 入 目 的		
希 望 購 入 量		t-CO ₂
紹 介 担 当	部署名	
	氏名	
	TEL	

販売実績通知書 (年 月分)

業務受託者： _____

NO.	紹介状 No.	紹介状 提出年月日	紹介企業等名 及び住所	紹介数量 (t - CO2)	販売数量 (t - CO2)	売買成立 年月日	委託料 (円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								

売買成立年月日： 売買契約締結日